

今回のテーマ： 海外勤務の際の税務上のポイント

従業員等が海外勤務をする際に、留意すべき税務上のポイントは次のとおりです。

居住形態と課税所得の範囲

1年以上の海外勤務予定で出国する個人は、非居住者として取り扱われます。居住者（永住者）は所得の発生地に関わらず全世界の所得に課税されますが、非居住者は日本国内で発生した所得（国内源泉所得）のみに所得税が課されます。

海外勤務をする際に留意すべき税務上の取り扱い

(1) 会社側の留意点

主な項目	内 容
年末調整	従業員が非居住者となる場合、1月1日から出国日までに確定した給与について年末調整を行い、所得税を精算します。各種所得控除は、出国日までに支払われた金額で計算します。扶養控除等の人的控除も出国時の現状で判断します。
源泉徴収	非居住者への出国後の給与にかかる源泉徴収の取り扱いは、国内源泉所得（国内勤務日数分）に対して一律20.42%の税率が適用されます。内国法人の役員は、海外勤務に基づく報酬であっても国内源泉所得とされ、20.42%の税率による源泉徴収が必要です。
租税条約	二重課税を回避するため、日本と一定の国間で租税条約が結ばれています。租税条約は国内法に優先して適用されます。一定の所得については、あらかじめ租税条約に関する届出書を提出することにより、源泉徴収税率の軽減・免除が可能な場合があります。相手国との租税条約の内容を確認する必要があります。
住民税	非居住者となる海外勤務者に対して出国後も給与の支払がある場合、会社では継続して特別徴収を行い、住民税を納付します。出国後日本からの給与支払いがなくなる場合、実務上は、会社は海外勤務者に支払う出国前最後の給与から、未徴収の住民税を一括徴収して納付します。給与の金額に比し、住民税の金額が多額で一括徴収できない場合には、納税管理人を定め普通徴収の方法により住民税を納付します。

(2) 海外勤務者側の留意点

主な項目	内 容
納税管理人の設定	海外勤務により国内に住所を有しなくなるものの、申告・納税等の必要がある場合においては、国内に住所または居所を有するもの（個人でも法人でも可）の中から納税管理人を定め、出国前までに、納税者自身の納税地を所轄する税務署長宛に、届出書を提出する必要があります。
確定申告・住民税	非居住者となる海外勤務者に、国内不動産の賃貸・譲渡から生じる所得がある場合、出国日までの所得に対して確定申告が必要となります。出国日までに納税管理人を定め、届出書を提出した場合には、通常通り、翌年3月15日までに確定申告をすることになります。出国した年の翌年1月1日現在、国内に住所を有していなければ、住民税の納税義務はありません。
国外転出時課税（出国税）	2015年7月1日以後に、国外転出する居住者が、1億円以上の有価証券等の対象資産を保有している場合、その国外転出時において対象資産を譲渡したものとみなして、対象資産の含み益に対して所得税が課税されます。また、居住者から海外の非居住者へ贈与等による資産の移転があった場合においても、同様に課税対象となります。

お見逃しなく！

国外転出時課税の適用により納付することとなった所得税については、担保提供や保証人をたてるなどの一定の手続きを行うことにより、国外転出の日から5年（最長10年）を経過する日まで納税を猶予することができます。

また、海外勤務にかかわらず、留学目的の場合も非居住者と判定され、国外転出時課税の対象となります。